

高齢者肺炎球菌ワクチンの接種の費用の一部助成

健康増進課（津山すこやか・こどもセンター） ☎32-2069

高齢者にとって、肺炎球菌による肺炎は重症化しやすく、重症化すると死亡率が高くなります。市では、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種の費用の一部を助成しています。予防接種を希望する人は、接種券を使って、早めに接種しましょう。

助成額 3千円
助成期間 平成28年3月31日まで
接種場所 市内の指定医療機関（予約要）
 ※指定医療機関など、詳しくはお問い合わせください



	定期予防接種	任意予防接種
平成27年度の対象者	次のいずれかに該当し、過去に高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがない人 ①平成27年度中に、満65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる ②満60～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を持っている	平成27年度中に満70歳以上になる人で、左記の対象に該当しない人 ※過去5年間に、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがある人は対象外 ※助成は生涯1回のみ
接種券（助成券）の入手方法	4月上旬に、対象者に郵送します	事前に申請が必要です 申請場所 健康増進課または各支所・出張所 担当課 持ってくるもの 印鑑

生活相談の窓口を開設

健康増進センター（市役所1階12番窓口
生活福祉課内） ☎32-2133

市では、生活に困窮している人の自立を支援するため、4月1日から、専用の相談窓口を開設しています。一人で悩まず、ご相談ください。

対象者 日常生活で経済的に困っていて、自立したいと思っている人（生活保護を受けている人は除く）

自立相談支援センター ☎32-2133

※相談は無料
 ※相談内容など、秘密は固く守られます

相談時間 午前9時～午後4時
内容 自立に向けた計画づくりや、関係機関との連絡・調整を、相談者と一緒に行います



津山市行政手続条例の改正

健康増進課 ☎32-2041

行政指導に関する手続きなどを定めた行政手続法の一部が改正されたことに伴い、市では、皆さんの権利や利益の保護を充実させるため、津山市行政手続条例の一部を改正しました。

主な改正ポイント

- 行政指導の方式**
市が行政指導をする際は、相手に対し、その行政指導に従わなかった場合に受ける処分の内容や根拠規程などを示します
- 行政指導の中止などの求め**
行政指導を受けた相手が、その行政指導が法令に適合しないと思う時は、その行政指導の中止などを求めることができます
- 処分などの求め**
条例などに違反があるのに、その是正のために市が行うべき処分や行政指導をしていないと思う時は、市にその処分や行政指導をするよう求めることができます

子どもの定期予防接種

健康増進課（津山すこやか・こどもセンター） ☎32-2069

予防接種は、子どもを感染症から守るために大切なものです。予防接種には、それぞれに適した年齢や接種の時期があります。健康な時に、早めに接種しましょう。

接種場所 市内の指定医療機関（予約要）

予防接種名	対象年齢	接種回数と時期
BCG	1歳になるまでの間	1回接種
四種混合 ジフテリア・百日咳・ 破傷風・ポリオ	1期 生後3～90カ月未満 2期 11～13歳未満	4回接種（20～56日間隔で3回接種後、約1年経過後に1回接種） 1回接種（二種混合<破傷風・ジフテリア>）
麻しん（はしか） 風しん	1期 生後12～24カ月未満 2期 5～7歳未満	1回接種 1回接種（小学校就学前の1年間）
日本脳炎 *1	1期 生後6～90カ月未満 2期 9～13歳未満	3回接種（6～28日間隔で2回接種後、約1年経過後に1回接種） 1回接種
ヒブワクチン	生後2～7カ月未満 生後7～12カ月未満 生後12～60カ月未満	4回接種（27日以上の間隔で3回接種後、約1年経過後に1回接種） 3回接種（27日以上の間隔で2回接種後、約1年経過後に1回接種） 1回接種
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2～7カ月未満 生後7～12カ月未満 生後12～24カ月未満 生後24～60カ月未満	4回接種（27日以上の間隔で3回接種後、60日以上の間隔をあげ、生後12～15カ月で1回接種） 3回接種（27日以上の間隔で2回接種後、60日以上の間隔をあげ、生後12カ月以降に1回接種） 2回接種（60日以上の間隔をあげて2回接種） 1回接種
水痘（水ぼうそう） ワクチン	生後12～36カ月未満	3カ月以上の間隔をあげて2回接種（標準的には6カ月以上の間隔をおく）

*1 平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人も対象
 ※県内の「相互乗り入れ医療機関」であれば、市内の医療機関と同じように受けることができます
 ※指定医療機関など、詳しくはお問い合わせください

子どものショートステイ

健康増進センター ☎32-7027

保護者が子育て中に病気になったり、家族の看護などで育児ができなくなったりした時に、子どもを見てくれる人がいなくて困ったことはありませんか。

そんな時は、子育て短期支援事業（子どものショートステイ）を利用することができます。

利用施設 (児童養護施設)	わかば園（二宮） 立正青葉学園（西寺町） 津山二葉園（林田）	要件 ①～③すべてに当てはまること	①子ども・保護者とも市内在住（住民票を有すること） ②子どもの年齢が18歳未満 ③保護者の疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失そう、転勤、出張や学校などの公的行事への参加、育児疲れの場合など
利用期間	7日以内		
利用料 (日額)	2歳未満 5,350円 2歳以上 2,750円		

※施設利用中の医療費や施設行事に参加する費用など、別途実費が必要な場合があります

※世帯の市民税の課税状況により利用料金の軽減制度があります
 ※施設の空き状況など、詳しくはお問い合わせください

